

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉部総務課）	1
○北海道立診療所条例の一部を改正する条例……………（医療業務課）	3
○北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員 養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例……………（医療業務課）	3
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例……………（医療業務課）	7
○北海道病院事業条例の一部を改正する条例……………（道立病院室）	7
○北海道保健所条例の一部を改正する条例……………（地域保健課）	7
○北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例……………（地域保健課）	7
○北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ……………（国保医療課）	7

条 例

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1の4の項」を「1の5の項」に改め、同条第2項中「別表1の項」の次に「1の5の項」を加える。

別表中1の7の項を1の8の項とし、1の6の項を1の7の項とし、同表1の5の項中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削り、同項を同表1の6の項とし、同

表1の4の項の次に次のように加える。

1の5 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2の規定に基づく保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験全部免除申請手数料	2,400円	免除申請のとき
---	----------------	--------	---------

別表36の項中「6,600円」を「6,800円」に改め、同表37の項中「3,500円」を「3,600円」に改め、同表38の項中「第6条第2項」を「第6条第1項」に、「3,900円」を「4,050円」に改め、同表39の項中「7,000円」を「7,100円」に改め、同表40の項及び41の項中「3,400円」を「3,500円」に改め、同表42の項中「136,000円」を「136,600円」に改め、同表42の4の項中「24,000円」を「24,100円」に改め、同表43の項中「125,000円」を「125,600円」に改め、同表43の2の項中「115,000円」を「115,500円」に改め、同表43の5の項中「24,000円」を「24,100円」に改め、同表43の8の項中「44,000円」を「44,300円」に改め、同表43の12の項中「24,000円」を「24,100円」に改め、同表44の項中「39,000円」を「39,100円」に改め、同表44の4の項中「51,000円」を「51,200円」に改め、同表45の項中「9,800円」を「9,850円」に改め、同表46の項及び49の項中「26,500円」を「26,600円」に改め、同表52の項中「5,900円」を「6,100円」に改め、同表53の項中「3,700円」を「3,800円」に改め、同表54の項中「4,600円」を「4,800円」に改め、同表54の2の項中「49,000円」を「50,400円」に、「96,000円」を「98,800円」に改め、同表54の3の項中「5,900円」を「6,100円」に改め、同表54の4の項中「3,700円」を「3,850円」に改め、同表54の5の項中「4,600円」を「4,800円」に改め、同表57の項中「4,650円」を「4,800円」に改め、同表58の項中「3,700円」を「3,850円」に改め、同表59の項中「4,600円」を「4,800円」に改め、同表60の項中「46,800円」を「48,100円」に改め、同表61の項中「21,900円」を「22,500円」に改め、同表62の項中「13,300円」を「13,700円」に改め、同表63の項中「24,500円」を「25,200円」に、「49,100円」を「50,500円」に改め、同表64の項中「13,200円」を「13,600円」に、「26,500円」を「27,200円」に改め、同表65の項中「9,700円」を

「10,000円」に、「19,400円」を「19,900円」に改め、同表66の項中「4,000円」を「4,150円」に改め、同表68の項中「6,000円」を「6,050円」に改め、同表69の項中「3,150円」を「3,200円」に改め、同表70の項中「3,600円」を「3,650円」に改め、同表72の項中「5,300円」を「5,500円」に改め、同表74の項中「28,700円」を「29,600円」に改め、同表75の項中「15,900円」を「16,400円」に改め、同表77の項中「10,500円」を「10,900円」に改め、同表78の項中「6,900円」を「7,150円」に改め、同表80の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表81の項中「2,500円」を「2,600円」に改め、同表82の項中「4,300円」を「4,450円」に改め、同表83の項中「11,000円」を「11,300円」に改め、同表84の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表85の項中「4,300円」を「4,450円」に改め、同表86の項中「4,800円」を「4,950円」に改め、同表88の項中「4,200円」を「4,300円」に改め、同表89の項中「11,900円」を「12,200円」に、「4,200円」を「4,300円」に改め、同表90の項中「2,600円」を「2,650円」に改め、同表93の項中「15,300円」を「15,700円」に、「4,200円」を「4,300円」に改め、同表94の項中「15,200円」を「15,600円」に、「4,200円」を「4,300円」に改め、同表95の項中「4,200円」を「4,300円」に改め、同表96の項中「2,600円」を「2,650円」に改め、同表103の項中「89,400円」を「91,900円」に改め、同表104の項及び105の項中「9,150円」を「9,400円」に改め、同表106の項中「68,000円」を「69,900円」に改め、同表107の項中「6,600円」を「6,800円」に改め、同表108の項中「3,500円」を「3,600円」に改め、同表109の項中「3,900円」を「4,050円」に改め、同表110の項中「6,700円」を「6,900円」に改め、同表111の項中「30,700円」を「31,500円」に改め、同表112の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に、「11,700円」を「12,000円」に改め、同表113の項中「7,200円」を「7,400円」に改め、同表114の項中「151,800円」を「156,100円」に、「136,800円」を「140,700円」に改め、同表115の項中「80,000円」を「82,200円」に改め、同表116の項中「65,800円」を「67,600円」に改め、同表117の項中「151,800円」を「156,100円」に、「136,800円」を「140,700円」に、「84,700円」を「87,100円」に改め、同表118の項中「3,850円」を「4,000円」に改め、同表119の項中「125,800円」を「129,300円」に、「110,100円」を「113,200円」に改め、同表120の項中「65,800円」を「67,600円」に改め、同表121の項中「54,000円」を「55,500円」に改め、同表122の項中「125,800円」を「129,300

円」に、「110,100円」を「113,200円」に、「68,100円」を「70,100円」に改め、同表123の項中「11,600円」を「11,900円」に改め、同表124の項ア中「90,600円」を「93,200円」に改め、同項イ中「85,900円」を「88,400円」に改め、同項ウ中「48,100円」を「49,400円」に改め、同項エ中「85,900円」を「88,300円」に改め、同項オ中「48,100円」を「49,400円」に改め、同表125の項中「70,500円」を「72,500円」に、「49,200円」を「50,600円」に、「39,800円」を「40,900円」に改め、同表126の項中「49,200円」を「50,600円」に、「39,800円」を「40,900円」に改め、同表127の項中「90,600円」を「93,200円」に、「85,900円」を「88,300円」に、「48,100円」を「49,400円」に改め、同表128の項中「5,900円」を「6,050円」に改め、同表129の項中「55,200円」を「56,700円」に、「52,800円」を「54,300円」に、「31,500円」を「32,400円」に改め、同表130の項中「46,900円」を「48,200円」に、「32,700円」を「33,600円」に、「28,000円」を「28,800円」に改め、同表131の項中「32,700円」を「33,600円」に、「28,000円」を「28,800円」に改め、同表132の項中「55,200円」を「56,700円」に、「52,800円」を「54,300円」に、「31,500円」を「32,400円」に改め、同表133の項中「81,100円」を「83,400円」に、「76,400円」を「78,600円」に、「41,000円」を「42,100円」に改め、同表134の項中「42,200円」を「43,300円」に、「39,800円」を「40,900円」に、「32,700円」を「33,600円」に改め、同表135の項中「39,800円」を「40,900円」に、「32,700円」を「33,600円」に改め、同表136の項中「81,100円」を「83,400円」に、「76,400円」を「78,600円」に、「41,000円」を「42,100円」に改め、同表138の項中「36,600円」を「37,700円」に改め、同表139の項中「208,800円」を「214,800円」に改め、同表140の項中「73,900円」を「76,000円」に改め、同表141の項中「36,100円」を「37,200円」に改め、同表142の項から144の項までの規定中「48,900円」を「50,200円」に、「30,000円」を「30,800円」に、「13,700円」を「14,000円」に、「107,100円」を「110,100円」に、「74,000円」を「76,100円」に、「39,600円」を「40,700円」に改め、同表146の項中「21,500円」を「22,100円」に改め、同表146の2の項中「99,900円」を「102,700円」に改め、同表146の3の項中「31,900円」を「32,900円」に改め、同表146の4の項中「21,500円」を「22,100円」に改め、同表147の項中「30,700円」を「31,500円」に改め、同表148の項中「11,700円」を「12,000円」に、「3,650円」を「3,750円」に改め、同

表150の項中「7,650円」を「7,850円」に改め、同表151の項中「2,150円」を「2,200円」に改め、同表152の項中「3,150円」を「3,250円」に改め、同表152の2の項中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に、「17,600円」を「18,100円」に改め、同表152の3の項中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に、「3,150円」を「3,250円」に改め、同表152の4の項中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に、「10,000円」を「10,300円」に改め、同表152の5の項中「2,150円」を「2,200円」に改め、同表152の6の項中「3,150円」を「3,250円」に改め、同表152の7の項中「30,700円」を「31,500円」に改め、同表152の8の項中「11,700円」を「12,000円」に改め、同表152の9の項中「73,300円」を「75,400円」に改め、同表152の10の項中「50,300円」を「51,700円」に改め、同表152の11の項中「18,200円」を「18,700円」に改め、同表152の12の項及び152の13の項中「48,900円」を「50,200円」に、「30,000円」を「30,800円」に、「13,700円」を「14,000円」に、「107,100円」を「110,100円」に、「74,000円」を「76,100円」に、「39,600円」を「40,700円」に改め、同表152の14の項中「48,900円」を「50,200円」に、「30,000円」を「30,800円」に、「13,700円」を「14,100円」に、「107,100円」を「110,100円」に、「74,000円」を「76,100円」に、「39,600円」を「40,700円」に改め、同表153の項中「2,150円」を「2,200円」に改め、同表154の項中「3,150円」を「3,250円」に改め、同表155の項中「2,150円」を「2,200円」に改め、同表156の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表160の9の項中「47,800円」を「47,900円」に改め、同表165の3の項中「7,700円」を「7,750円」に改め、同表165の7の項中「2,800円」を「2,850円」に改め、同表165の11の項中「29,000円」を「29,500円」に、「17,000円」を「17,200円」に、「12,000円」を「12,300円」に改め、同表168の項中「21,200円」を「21,300円」に、「29,200円」を「29,300円」に改め、同表169の項中「420円」を「432円」に改め、同表170の項中「4,400円」を「4,550円」に改め、同表171の項中「3,500円」を「3,600円」に改め、同表172の項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同表173の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表175の項から177の項までの規定中「420円」を「432円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表112の項及び152の2の項から152の4の項までの改正規定中手数料を徴収する事務に係る部分は、

同年6月12日から施行する。

北海道立診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道立診療所条例の一部を改正する条例

北海道立診療所条例（昭和23年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例

（北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部改正）

第1条 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（修学資金の種類）

第1条の2 修学資金の種類は、一般修学資金及び特別修学資金とする。

第2条（見出しを含む。）中「修学資金」を「一般修学資金」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特別修学資金の貸付の対象）

第2条の2 道は、前条第2号から第4号までに掲げる者であって、将来助産師又は看護師として5年以上助産師又は看護師の確保が特に困難と認められ

る地域に所在する病院で規則で定めるもの（以下「特定病院」という。）に勤務しようとするものに対し、一般修学資金と併せて、特別修学資金を貸付する。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 一般修学資金 在学期間中月額3万2,000円
- (2) 特別修学資金 在学期間中月額1万8,000円

第7条の見出し中「修学資金」を「一般修学資金」に改め、同条第1項中「修学資金」及び「貸付金」を「一般修学資金」に改め、同項第3号中「次条第1項第3号」を「第8条第1項第3号」に改め、同項第5号中「次条第1項第5号」を「第8条第1項第5号」に改め、同項第6号中「に大学院」の次に「(学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条の規定に基づく大学院をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「第3条第1項第1号に規定する修学資金」を「一般修学資金」に、「が修学資金」を「が一般修学資金」に、「貸付金」を「一般修学資金」に改め、同条第3項中「修学資金」を「一般修学資金」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特別修学資金の償還の免除等)

第7条の2 知事は、特別修学資金の貸付を受けた者が、助産学科若しくは医科大学専攻科又は看護学院若しくは医大看護学科を卒業後1年以内に助産師又は看護師として特定病院（当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定病院であった病院が特定病院でなくなった場合における当該病院を含む。以下同じ。）に勤務した場合において、その業務に従事した期間が引き続き5年に達したときは、規則で定めるところにより、特別修学資金の償還の債務の免除をすることができる。

2 前項に規定するもののほか、特別修学資金の償還の債務の免除については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 特別修学資金の貸付を受けた者であって、第1項又は前項において準用する前条第2項の規定による特別修学資金の償還の債務の免除を受けるものに対する同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第2号中「助産師」とあるのは、「助産師又は看護師」とする。

第8条の見出し中「修学資金」を「一般修学資金」に改め、同条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「修学資金」及び「貸付金」を「一般修学資金」

に改め、同項第3号中「第3条第1項第1号に規定する修学資金の貸付を受けた者」を「第2条第1号から第4号までに掲げる者であって、一般修学資金の貸付を受けたもの」に改め、「(前条第1項第4号に該当し当該業務に従事しないこととなる場合又は同条第3項の知事の承認を受けて当該業務を中断することとなる場合を除く。)」を削り、同項第4号中「第3条第1項第2号に規定する修学資金の貸付を受けた者」を「第2条第5号に掲げる者であって、一般修学資金の貸付を受けたもの」に改め、「(前条第1項第6号に該当し当該業務に従事しないこととなる場合又は同条第3項の知事の承認を受けて当該業務を中断することとなる場合を除く。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(特別修学資金の償還)

第8条の2 特別修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該理由の生じた日の属する月の翌月（第3号に該当するときは、当該理由の生じた日の翌日）から起算して特別修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払の方法により、規則で定めるところにより、特別修学資金を償還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消されたとき。
- (2) 道内に居住しなくなったとき。
- (3) 助産学科若しくは医科大学専攻科又は看護学院若しくは医大看護学科を卒業後1年を経過した日に、特定病院において助産師又は看護師の業務に従事していないとき。
- (4) 特定病院において助産師又は看護師としてその業務に従事した後、当該業務に従事しなくなったとき。

第9条中「前条」を「前2条」に、「貸付金」を「修学資金」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(償還の猶予)

第9条の2 修学資金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、当該各号に定める理由が継続する期間、貸付した修学資金の償還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消された後も引き続き地域看護学科、助産学科若しくは医科大学専攻科、看護学院若しくは医大看護学科又は医科大学大学院の修士課程（次号において「道立養成施設」と総

称する。)に在学しているとき。

(2) 道立養成施設を卒業後、他の保健師助産師養成機関又は道立養成施設に在学しているとき。

(3) 医科大学大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得した者が、修士課程を修了後、大学院の博士課程において看護に関する専門知識を修得しようとするとき。

(4) 第7条第1項各号又は第7条の2第1項に定めるところにより業務に従事しているとき。

2 借受者が災害、疾病その他のやむを得ない理由により貸付を受けた修学資金の償還の債務の履行が困難になったと認められる場合は、知事は、必要と認める期間、その借受者の債務の履行を猶予することができる。

3 借受者が疾病その他やむを得ない理由により第7条第3項(第7条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の知事の承認を受けて第7条第1項各号又は第7条の2第1項に規定する業務(卒業後最初に従事した業務に限る。)を中断し、当該中断の生じた日から1年以内(当該中断が当該借受者の出産又は当該借受者の子の養育に係る休業のためであるときは、第7条第3項の知事が認める期間内)に再び当該業務に従事することが確実であると認められる場合は、知事は、当該業務を中断する期間、その借受者の債務の履行を猶予することができる。

第10条中「修学資金の貸付を受けた者」を「借受者」に改める。

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正)

第2条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例(昭和38年北海道条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「資金」の次に「(以下「修学資金」という。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(修学資金の種類)

第1条の2 修学資金の種類は、一般修学資金及び特別修学資金とする。

2 一般修学資金の種類は、保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金、准看護師修学資金及び大学院修学資金とする。

第2条の見出し中「修学資金の種類及び」を「一般修学資金の」に改め、同条中「保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金、准看護師修学資金

又は大学院修学資金(以下「修学資金」と総称する。)」を「一般修学資金」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特別修学資金の貸付の対象)

第2条の2 道は、前条第2号から第4号までに定める者であって、将来助産師、看護師又は准看護師として5年以上看護職員(保健師を除く。)の確保が特に困難と認められる地域に所在する病院で規則で定めるもの(以下「特定病院」という。)において看護業務に従事しようとするものに対し、一般修学資金と併せて、特別修学資金を貸付する。

第3条第1項中「修学資金の」を「一般修学資金の」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特別修学資金の貸付金額は、在学期間中月額1万8,000円とする。

第7条の見出し中「返還」を「一般修学資金の返還」に改め、同条中「修学資金」を「一般修学資金」に改め、「(以下「借受者」という。)」を削り、同条第1号中「第3号」の次に「並びに次条第1項第1号」を加え、「借受者」を「貸付を受けた者」に、「看護業務に従事した期間が通算して」を「通算して」に改め、「第4号まで」の次に「及び次条第1項第1号」を加え、同条第3号中「次条第1項第4号」を「第8条第4号」に改め、同条第4号中「次条第1項第5号」を「第8条第5号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特別修学資金の返還の債務の免除等)

第7条の2 知事は、特別修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付した特別修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 助産師養成施設、看護師養成施設又は准看護師養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに、助産師、看護師又は准看護師の免許を取得し、当該免許取得後速やかに、助産師、看護師又は准看護師として特定病院(当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定病院であった病院が特定病院でなくなった場合における当該病院を含む。以下同じ。)に勤務した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。

(2) 前号に規定するところにより看護業務に従事する期間中に当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため看護業務を

継続することができなくなったとき。

2 特別修学資金の貸付を受けた者であって、前項の規定による特別修学資金の返還の債務の免除を受けるものに対する前条の規定の適用については、同条第2号中「看護業務」とあるのは、「看護業務（看護師としての業務を含む。）」とする。

第8条の見出しを「（一般修学資金の返還）」に改め、同条中「借受者」を「一般修学資金の貸付を受けた者」に、「修学資金」を「一般修学資金」に改め、同条第2号中「前条第1号」を「第7条第1号」に改め、同条第3号中「前条第2号」を「第7条第2号」に改め、同条第4号中「前条第3号」を「第7条第3号」に改め、同条第5号中「前条第4号」を「第7条第4号」に改め、同条第6号中「前条第1号」を「第7条第1号」に、「次条第3項」を「第9条第3項」に、「5年」を「5年。次条第3号において同じ。」に、「前条第5号」を「第7条第5号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特別修学資金の返還）

第8条の2 特別修学資金の貸付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して特別修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間（返還の債務の履行が猶予されたときは、その期間を合算した期間）内に、月賦又は半年賦の均等払の方法により、規則で定めるところにより、貸付を受けた特別修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消されたとき。
- (2) 第7条の2第1項第1号に規定するところにより免許取得後速やかに特定病院において看護業務に従事しなかったとき。
- (3) 第7条の2第1項第1号に規定するところにより看護業務に従事した場合であって、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達しないうちに看護業務に従事しなくなったとき（同項第2号に該当する場合を除く。）。
- (4) その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

第9条第1項中「借受者」を「修学資金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）」に改め、同項第4号中「第4号まで」の次に「又は第7条の2第1項第1号」を加える。

第10条第1号中「第3号まで」の次に「又は第7条の2第1項第1号」を加

える。

第11条中「第8条」の次に「又は第8条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（次項及び附則第4項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に最初の貸付を受けた者（次項及び附則第4項において「既借受者」という。）に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、道は、既借受者から申請があった場合には、新条例第2条の2の規定により特別修学資金を貸付することができる。この場合において、特別修学資金の貸付の決定を受けた既借受者に貸付された修学資金については、新条例の規定を適用する。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、既借受者（この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例第8条の規定により貸付金を償還しなければならないこととされている者を除く。）の修学資金に係る償還の猶予については、新条例第9条の2の規定を適用する。
（北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 第2条の規定による改正後の北海道看護職員養成修学資金貸付条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に最初の貸付を受けた者（同項において「既借受者」という。）に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定にかかわらず、道は、既借受者から申請があった場合には、新条例第2条の2の規定により特別修学資金を貸付することができる。この場合において、特別修学資金の貸付の決定を受けた既借受者に貸付された修学資金については、新条例の規定を適用する。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「9,360円」を「9,590円」に改め、同項第 2 号中「1 万 5,800円」を「1 万6,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

北海道病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第31号

北海道病院事業条例の一部を改正する条例

北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

北海道保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第32号

北海道保健所条例の一部を改正する条例

北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第33号

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例

北海道立衛生研究所条例（昭和24年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表中「275,700円」を「283,700円」に、「51,300円」を「52,800円」に、「68,200円」を「70,200円」に、「15,900円」を「16,400円」に、「41,400円」を「42,700円」に、「44,900円」を「46,300円」に、「65,500円」を「67,400円」に、「600円」を「610円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第34号

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年北海道条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1 万分の18.8」を「1 万分の7.5」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。